

安全重要度評価プロセスに関する ガイドの見直し等について

令和元年 12月 17日

1. 重要度評価に関するガイド等の見直し

- 検査指摘事項の重要度評価に係る手順等に関して、「重要度評価に関するガイド」に以下に関する事項を添付。

添付2：重要度評価・規制対応措置会合（SERP）の実施要領

添付3：重要度評価の申立て制度

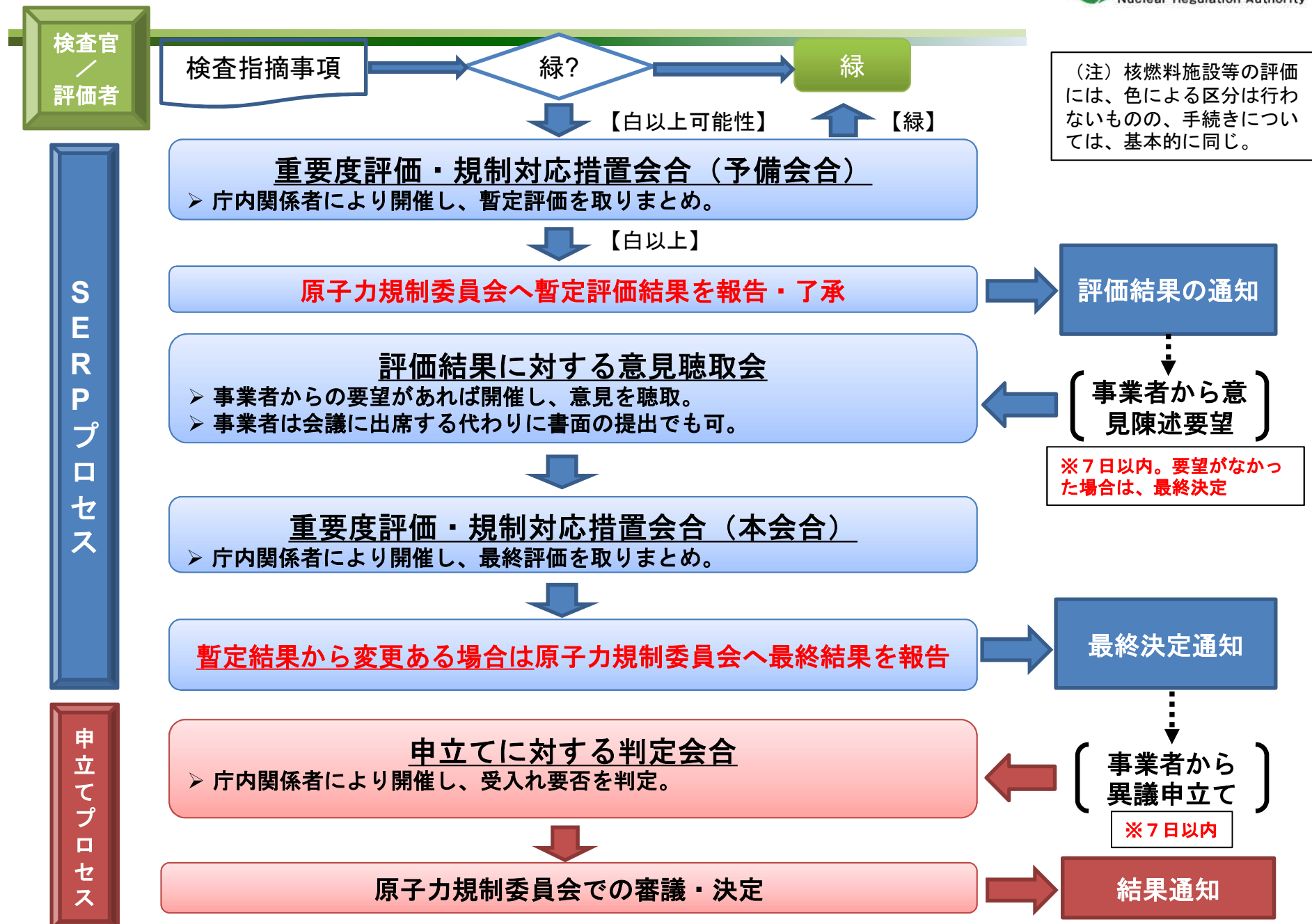
添付4：リスク評価担当者に求められる役割

- さらに原子力規制検査等実施要領に記載されている事項のうち、以下の項目にかかる事務手順については、今回提示する「重要度評価等に係る事務手順ガイド」に規定。

- ・ 検査指摘事項の重要度評価
- ・ 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）
- ・ 総合的な評定
- ・ 総合的な評定の結果の通知及び公表

- 本資料は、検査指摘事項の重要度評価に関する手順と対応区分の設定に関して記載したもの。なお、総合的な評定に関しては前回WGで提示済み。

2. 検査指摘事項の重要度評価プロセス①



2. 検査指摘事項の重要度評価プロセス②

○規制対応措置の検討について

検査指摘事項の評価結果等に基づく規制対応措置として、法令に基づく措置命令（許可取消し又は運転の停止命令、保安措置命令、保安規定の変更命令、報告徴収命令）等を行う場合には、SERPにおいて案を取りまとめ、その内容等について原子力規制委員会で審議・決定する。

3. 重要度評価の申立て制度について①

(1) 申立ての要件

以下の項目のいずれかに当てはまる内容について申立てを受理することができる。

- ① 原子力規制庁による重要度評価の手順が、安全重要度評価ガイドと一致しない、またはプロセスの正当性に欠けている場合。
- ② 施設の設備・機器の構成や事業者の作業手順などに関する原子力規制庁の認識に対し、意見聴取会において事業者より意見が述べられた、または、書面により意見が提示されたが、最終の重要度評価決定の際に考慮されていなかった場合。
- ③ 事業者が意見聴取会の時点で整理が間に合わなかった新しい情報がある場合。ただし新しい情報については、以下の場合に該当する場合に考慮される。なお、整理に認められる期間については最終的な重要度評価を通知するまでの検討期間の目安である90日程度を超えないことを原則とする。
 - ・ 意見聴取会又は書面により事業者から追加的な新たな情報を整理していることが表明されている
 - ・ 新しい情報が重要度評価結果に重大な影響を及ぼすのが明らかである
 - ・ かつ整理が間に合わなかった理由について合理性がある

3. 重要度評価の申立て制度について②

(2) 申立てに対する判定会合

申立てが要件に合致するか判定するとともに、申立て内容の妥当性について検討を行うため「申立てに対する判定会合」を開催。判定会合においては、以下のいずれかの判断を行う。

- ① 事業者の申立てを棄却
- ② SERP報告書の記載に不十分な点があるため当該重要度評価結果についてより詳細な説明が必要
- ③ 重要度評価の過程に問題があり、当該重要度評価のやり直しが必要

(3) 申立て手順

申立てがあった場合には、事業者から公開の場で異議の内容を聴取し、これを踏まえて判定会合を開催し、申立て内容の妥当性等について検討を行う。

申立てに対する決定については、原子力規制委員会で審議及び決定を得た上で、事業者に対し通知する。

4. 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）①

（1）対応区分の評価基準

検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、以下の評価基準に基づき対応区分を設定する。

（実用炉発電用原子炉の例）

<第1区分：追加検査なし>

- ・全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑

<第2区分：追加検査1>

- ・監視領域（大分類）において白が1又は2

<第3区分：追加検査2>

- ・一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1、又は
- ・監視領域（大分類）において白が3

<第4区分：追加検査3>

- ・監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、
- ・監視領域（小分類）の劣化が複数又は、
- ・黄が複数又は、
- ・赤が一つ

核燃料施設等においては、パフォーマンス欠陥により生じた安全活動の劣化が人と環境に与える影響を重視しつつ、SERPにおいて対応区分を決定する。

4. 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）②

（2）対応区分の変更のタイミング

- 事業者から安全上重要な安全実績指標（PI）が提出された日及び検査指摘事項の重要度評価が最終決定した日において、第2区分、第3区分又は第4区分への対応区分変更について検討を行う。
- 第2区分、第3区分、第4区分への変更のタイミングは以下のとおりとする。
 - ・安全実績指標に関しては、該当する四半期初日から
 - ・検査指摘事項に関しては、締めくくり会議で指摘事項とした日の四半期初日から
- 第2区分、第3区分、第4区分に設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更する。なお、第1区分の変更日は、追加検査終了の通知の日までとする。

4. 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）③

（3）PI及び重要度評価結果が評価基準の対象となる期間

- 安全上重要（白、黄、赤）な安全実績指標が評価基準の対象となる期間は当該四半期の初日から終了日までとする。
- 安全上重要な検査指摘事項の重要度評価結果（白、黄、赤）が評価基準の対象となる期間は、締め括り会議で指摘事項とした日の四半期初日から、追加検査終了の通知の日までとする。

（4）対応区分変更に関する事業者への通知

- 対応区分が第2区分、第3区分又は第4区分に設定が変更された場合には、原子力規制委員会に報告及び了承を得た上で、事業者へ通知する。
- 追加検査が完了して第1区分に変更する場合には、原子力規制委員会に報告及び了承を得た上で、事業者へ通知する。

4. 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）④

（5）その他

- 安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれかの分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。
- 事業者から重要度の最終評価に対する申立てがなされた場合、申立てに対する判定が決定するまで対応区分の入力は保留される。
- 第4区分の設定や対応区分の設定が困難な事象については、SERPにおいて対応区分を検討する。

5. 重要度評価に関するガイドの整備に係る今後の対応

(1) 核燃料施設等に関する重要度評価

本考え方について、過去の検査事例等への適用や、現在実施中の試運用を通じて、適切な評価結果に導くプロセスとなっているか本格運用に向けて確認を進める。なお、必要に応じて、附属書を準備する。

(2) 定性的な判断基準に関する安全重要度評価ガイド（附属書9）

これまでの検討チームやWGにおける議論及び模擬SERP等での議論を踏まえ、2018年11月に提示した附属書9の修正を行う。

参考：実用発電用原子炉における対応区分

		事業者の自律的な改善が見込める状態 (第1区分)	監視領域の軽微な劣化 (第2区分)	監視領域の劣化 (第3区分)	複数/繰り返しの監視領域の劣化 (第4区分)	許容できない管理状態 (第5区分)
評価基準		すべてのPI及び検査指摘事項の評価が緑	監視領域(大分類)において白が1又は2	<ul style="list-style-type: none"> 一つの監視領域(小分類)において白が3以上又は黄が1 又は 監視領域(大分類)において白が3 	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域(小分類)の劣化が繰り返し又は、 監視領域(小分類)の劣化が複数又は、 黄が複数又は、 赤が一つ 	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための活動を実施するまたはできるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況(施設の許認可、技術基準、その他規制要求または命令の違反が複数あり、悪化しているなど。)
規制検査	項目	基本検査のみ (事業者の是正処置)	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査1 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査2 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査3 	
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の活動と、関連するQMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全文化の評価を含む)の特定 	

参考：核燃料施設等における対応区分（イメージ）

区分		指摘事項 (追加対応無し)	指摘事項 (追加対応有り)			
施設の状態		事業者の自立的な改善が見込める状態	監視領域の軽微な劣化	監視領域の劣化	複数／繰り返しの監視領域の劣化	許容できない管理状態
検査対応	項目	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査のみ（事業者の是正処置） 追加検査なし 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査 1 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査 2 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査 3 	
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定 	

* 評価基準の考え方については、別途検討を進める。